

NEW

コール
 センター
 一覧

総務省 生活支援臨時給付金(仮称) 国からの現金給付に関すること
 ○連絡先 03-5638-5855 ○対応時間 9:00~18:30 (土、日、祝日を除く)

中小企業 金融・給付金相談窓口(持続化給付金) 事業継続の給付金に関すること
 ○連絡先 0570-783183 ○対応時間 9:00~17:00 (土日祝日含む毎日)

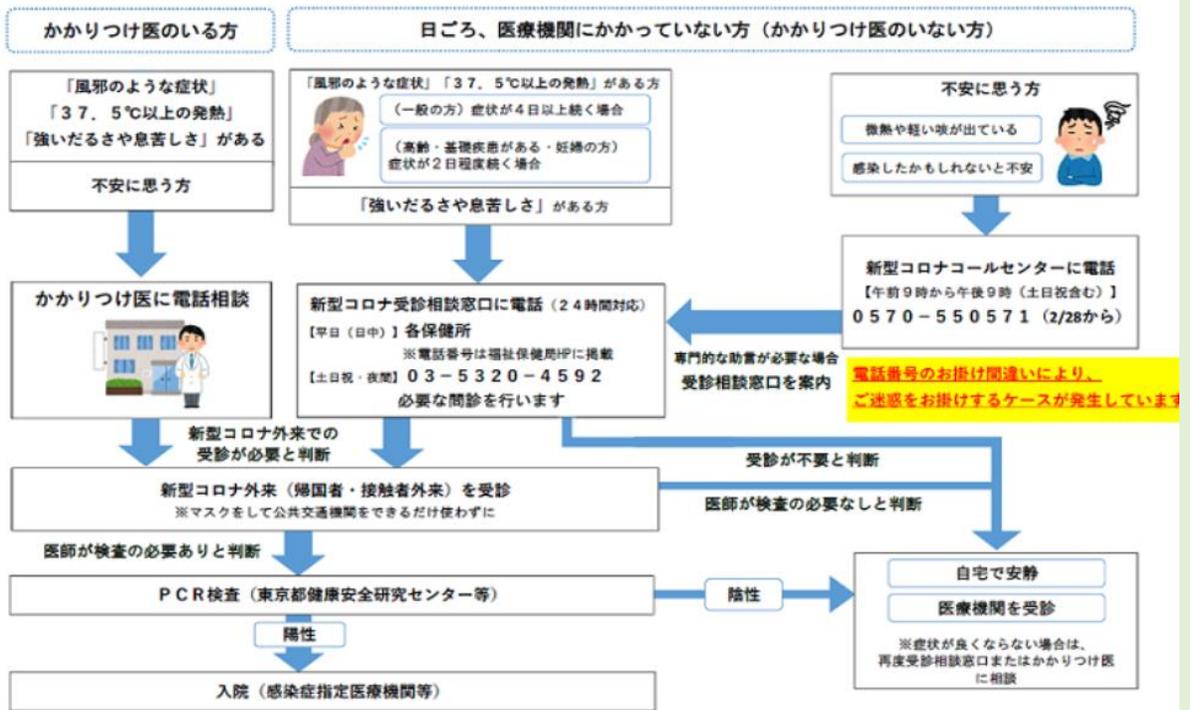
厚生労働省 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
 ○連絡先 0120-60-3999 ○対応時間 9:00~21:00 (土日祝日含む毎日)

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター
 ○連絡先 0120-46-1999 ○対応時間 9:00~21:00 (土日祝日含む毎日)

東京都緊急事態措置相談センター
 休業要請に伴う感染拡大防止協力金に関すること
 ○連絡先 03-5388-0567 ○対応時間 9:00~19:00 (土日祝日含む毎日)

新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について

都民の皆さまへ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～



新型コロナコールセンター
 新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口(対応言語:英語、中国語、韓国語)
 ○連絡先 0570-550571 ○対応時間9:00~21:00 (土日祝日含む毎日)

世田谷保健所
 ○連絡先 03-5432-1111 ○対応時間8:30~17:00 (土、日、祝日を除く)

東京都 新型コロナ受診相談センター
 ○連絡先 03-5320-4592 ○対応時間17:00~翌9:00 (土日休日は終日)

世田谷区 帰国者・接触者電話相談センター
 ○連絡先 03-5432-2910 ○対応時間8:30~17:15 (平日のみ)

NEW

東京都緊急事態措置に関する情報

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナ
 ウイルス
 感染症
 について

https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200407_taisaku.pdf

関係法案が国会で成立すること等が実施の前提です。受付はまだ始まっていません。

総務省 「生活支援臨時給付金(仮称)」について

更新

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対する生活維持のための臨時の支援として、生活支援臨時給付金(仮称)が実施されることになり、総務省に生活支援臨時給付金実施本部を設置されました。

中小企業庁 「持続化給付金に関するお知らせ」

更新

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

中小企業庁 「持続化給付金に関するよくある問い合わせ」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html>

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

4月7日に
 閣議決定
 された
 緊急経済対策

NEW

財務省 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(案)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

・対象となる休暇取得の期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇についても支援を継続する旨が明記されました。

更新

※雇用されている労働者向け

- ・小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者(正規雇用、非正規雇用問わず)が対象者となります。
- ・労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に対する助成金です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ・助成金の概要や申請書の書き方、申請方法などについての紹介動画も掲載されています。
- ・助成金及び支援金の対象者については、4月以降分についても、引き続き、業種・職種にかかわらず対象となります。
- ・4月以降分からは、医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもが対象となることを明記していますが、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は、3月以前分についても対象となります。

更新

※委託を受けて個人で仕事をする人向け

- ・小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の世話を含め、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援します。
- ・助成金の概要や申請書の書き方、申請方法などについての紹介動画も掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

⇒申請するには、発注者の協力(書類への記名押印)が必要な場合があります。早めのご準備をお勧めします。

助成金
 について

NEW

※申請書記載例 <https://www.mhlw.go.jp/content/000622154.pdf>

**テレワーク関係の助成金：感染症の拡大防止・緊急時の事業継続対策としての
 テレワーク環境の整備に対する助成
 事業継続緊急対策（テレワーク）助成金（東京しごと財団）**

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kinkyutaisaku.html>

・東京しごと財団の助成金内容を確認できます。
 ⇒既に、多くの応募がある様ですが、予算の確保に努めていただいている様です。
 事前に提出する計画書が認可された後で無いと機器購入はできませんが、
 テレワーク導入を検討している都内の事業所にはお薦めの助成金です。

働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

・厚生労働省の助成金内容を確認できます。

特別休暇制度整備に対する助成金

時間外労働等改善助成金（職場意識改善コースの特例）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html

・職場意識改善コースの特例を確認できます。5/29が申請受付〆切です。
 ⇒就業規則の作成・変更費用も助成対象です。
 事業継承緊急対策助成金とこの助成金のセットでの活用も可能です。

助成金
 について

雇用調整助成金：事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を
 図るため休業手当、教育訓練、出向に要した費用を助成

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

※雇用調整助成金の特例措置を追加実施するとともに、申請書類の大幅な簡素化を行います。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000620641.pdf>

←概要PDF

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000620643.pdf>

←簡素化PDF

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622165.pdf>

←ガイドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621561.pdf>

←Q & A

更新

新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置による「雇用調整助成金」や「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を利用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む企業に奨励金を支給。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/seibi-syorei/>

更新

東京都の奨励金です。詳細内容が明らかになりました。

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

4月14日時点

更新

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

・労働者を休ませる場合の措置(休業手当、特別休暇等)から労働時間、安全衛生について等まで、コロナ関連で質問が出そうな内容を幅広くカバーしています。

新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け）

4月15日時点

更新

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

・労働者の方から質問がありそうな休業手当や年次有給休暇、その他について掲載されています。⇒不定期に更新されていますので、参考にして下さい。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

3月6日時点

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604969.pdf>

・厚生労働省保健局保険課から全国健康保険協会に対する事務連絡文書です。
 傷病手当金の支給に関するQ&Aが記載されています。
 ⇒上記「新型コロナウイルスに関するQ & A」と併せて確認いただくと、
 企業が従業員を休業させる際の留意点を網羅的に把握できると思います。

労働者を
 休ませる
 場合等

「新型コロナウイルス感染症の影響により労働保険料等を納付することが困難となった場合の労働保険料等の猶予制度」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html

更新

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、財産に相当の損失を受けた場合について、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。納付の猶予が認められると、① 猶予期間中の延滞金が免除されます。② 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

NEW

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000619179.pdf> 案内pdf

国民年金被保険者の方へ 新型コロナウイルスの影響により保険料の納付が困難となった場合の免除制度

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200312.html>

・内容は、通常と同じでコロナ対策用に新設されたわけではありませんが、年金機構が「コロナウイルスの影響により納付が困難となった場合」としてHPに掲載しています。
⇒失業や事業の廃止(廃業)した方も対象で納付猶予となる可能性があります。

事業主の皆様へ 新型コロナウイルスの影響により保険料の納付が困難となった場合の猶予制度」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

・こちらも従来と同じでコロナウイルス対策で新設した内容ではありません。「換価の猶予」と「納付の猶予」があり、分割納付や財産の差し押さえや売却等、現金化が猶予されます。
⇒資金繰りに窮している事業主にとっては役立つ可能性があります。

「事業主の皆様へ 新型コロナウイルスの影響により厚生年金基金の特例解散時に事業主が負担する額の納付が困難となった場合について」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200325.html>

・一時点に厚生年金基金の特例解散時に事業主が負担する額(基金徴収金)を納付することが困難な場合、事業主の方からの申し出に基づき4つの対応が認められる場合があるとされています。
⇒4つの対応とは、各月納付予定額の変更、分割納付期限の延長、分割納付額の変更、計画期間の延長を行う場合の年次の納付額変更とされています。

経済産業省 <https://www.meti.go.jp/covid-19/> 4月15日時点

事業主向けパンフレット <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

世田谷区 <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/shigoto/003/003/d00185130.html>

新型コロナウイルス感染症対策緊急融資：事業主対象 4月15日時点

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/shigoto/003/003/d00185236.html>

⇒4月1日より受付開始された、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している区内事業者を対象にした、新たな資金融資制度の案内です。
窓口が大変混みあっており、相談には事前予約が必要です。代行申請も依頼可能です。

NEW

資金繰り支援内容一覧表(4/14時点) https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri_list.pdf

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等でお悩みの方に対する緊急小口資金等の貸付(特例貸付)：個人対象

<https://www.setagayashakyo.or.jp/index.php?cid=3155>

⇒新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの世田谷区民の方を対象にした、緊急小口資金等の特例貸付の案内です。

中小企業従業員融資(新型コロナウイルス感染症緊急対策)

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/yushi/>

⇒東京都で実施している、新型コロナウイルス感染症の影響による休業での収入減等に対し、中小企業の従業員の方の生活の安定を図るための、実質無利子の融資の案内です。

労働保険料
社会保険料
について

融資関連

技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

<http://www.moj.go.jp/content/001316780.pdf>

⇒技能実習生に関する対応についてQ&A方式でお知らせしています。

会社に雇われている外国人の皆さんへ(新型コロナウイルス感染症に関する情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html

・新型コロナウイルス感染症に関する外国人労働者向け情報です。

⇒外国人であることを理由として、外国人の労働者を日本人より不利に扱うことはできません。

Tokyoはたらくネット『労働相談』

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/sodan/sodan/index.html>

・賃金・退職金等の労働条件や労使関係など労働問題全般の相談に応じています。

⇒通訳を配置し、英語・中国語でのご相談をお受けしています。

東京労働局 外国人労働者相談コーナーの案内

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/roudou_kijun/20050415-foreigner.html

・日本で働く外国人労働者の皆さまのために、英語・中国語・タガログ語・ベトナム語・ミャンマー語・ネパール語による労働条件の相談を窓口・電話で受け付けております。

労働条件に関する総合サイト 確かめよう労働条件-相談機関のご紹介

(外国人労働者向け)

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

・外国人労働者向けの相談ダイヤル、相談コーナーの所在地、連絡先を紹介しています。

⇒労働条件等について、国内において外国語で相談できる窓口を紹介しています。

多文化共生ポータルサイト 新型(しんがた)コロナウイルスについて

<やさしいにほんご>/About the New Coronavirus<English>

<http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/contents/114517.php>

・新型(しんがた)コロナウイルスの 日本語(にほんご)以外(いがい)の言葉(ことば)と やさしいにほんごの情報(じょうほう)を集めました(あつめました)。

We share information about the New Coronavirus in other languages and Easy Japanese.

⇒新型コロナウイルスの情報だけでなく出入国在留管理庁からのおしらせも掲載されています。

三茶おしごとカフェ(世田谷区三軒茶屋就労支援センター)

<https://www.setagaya-icl.or.jp/oshigotocafe/top.html>

⇒就労支援や世田谷区内や近郊のフルタイムやパートの求人の紹介をしています。

ぷらっとホーム世田谷(世田谷区生活困窮者自立相談支援センター)

<https://www.setagayashakyo.or.jp/service/puratto>

⇒世田谷区に在住で、「生活に困っている」、「就職したい」など、生活上の様々な困難に直面している方が、ご相談できる相談窓口です。

採用内定取り消しの防止について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000608829.pdf> (事業主向け)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000608831.pdf> (学生向け)

・政府が内定取り消しに特段の配慮を要請したことでリーフレットが厚労省のHPに掲載されました。

⇒相談は労働者側からが多いと思われませんが、解雇が無効となる事由等にも言及しており、事業主には内定取り消しについては相当な注意を払うようよびかけることが必要になります。

介護業界 介護サービス事業所の人員基準等の臨時的取り扱いについて

第一報 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597519.pdf>

第二報 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599390.pdf>

第三報 <https://www.mhlw.go.jp/content/000601692.pdf>

第四報 <https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/tuuti653.pdf>

第五報 <https://www.mhlw.go.jp/content/000613893.pdf>

第六報 <https://www.mhlw.go.jp/content/000619853.pdf>

外国人の方に役立つ情報

その他

三茶おしごとカフェ（世田谷区三軒茶屋就労支援センター）

<https://www.setagaya-icl.or.jp/oshigotocafe/top.html>

⇒就労支援や世田谷区内や近郊のフルタイムやパートの求人の紹介をしています。

ぷらっとホーム世田谷(世田谷区生活困窮者自立相談支援センター)

<https://www.setagayashakyo.or.jp/service/puratto>

⇒世田谷区に在住で、「生活に困っている」、「就職したい」など、生活上の様々な困難に直面している方が、ご相談できる相談窓口です。

採用内定取り消しの防止について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000608829.pdf>（事業主向け）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000608831.pdf>（学生向け）

・政府が内定取り消しに特段の配慮を要請したことでリーフレットが厚労省のHPに掲載されました。

⇒相談は労働者側からが多いと思われそうですが、解雇が無効となる事由等にも言及しており、事業主には内定取り消しについては相当な注意を払うようよびかけることが必要になります。

介護業界 介護サービス事業所の人員基準等の臨時的取り扱いについて

第一報 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597519.pdf>

第二報 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599390.pdf>

第三報 <https://www.mhlw.go.jp/content/000601692.pdf>

第四報 <https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/tuuti653.pdf>

第五報 <https://www.mhlw.go.jp/content/000613893.pdf>

第六報 <https://www.mhlw.go.jp/content/000619853.pdf>

法テラス特設ページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報について」4月8日時点

<https://www.houterasu.or.jp/saigaikanren/houterasu-korona.html>

⇒法的トラブルを抱えてしまったときに問題解決への「道案内」をするのが「法テラス」です。そこに新型コロナウイルスに関する特設ページが開設されました。

国民生活センター「新型コロナウイルス感染症関連」4月15日時点

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coronavirus.html

⇒新型コロナウイルスに関連した情報発信が行われています。根拠のないうわさなどにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応しましょう。

下請けかけこみ寺

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

⇒中小企業・小規模事業者の取引上のお悩み相談を広く受け付けている「下請けかけこみ寺」では、「新型コロナウイルス感染症」の影響を受け、取引でお困りの事業者の相談を受け付けています。

新型コロナウイルス感染症に伴う世田谷区臨時労働電話相談

新型コロナウイルス感染症により経済活動や労働環境に影響が出ていることから、社会保険労務士による「新型コロナウイルス感染症に伴う世田谷区臨時労働電話相談」を設置しています。

・電話相談番号：**03-6805-3171**

・受付時間：平日午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）

・対象：区内在住・在勤の労働者および区内中小事業者

その他